

令和7年度 第1回熱海・湯河原広域行政推進協議会 次第

【日 時】 令和7年8月22日(金) 午後4時00分

【場 所】 湯河原町役場第2庁舎3階会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 報 告 事 項

ア 令和6年度会務報告及び推進事業の経過について

(2) 協 議 事 項

ア 令和6年度協議会決算(案)について

イ 役員の改選について

ウ 令和7年度事業計画(案)について

エ 令和7年度協議会予算(案)について

(3) そ の 他

## 令和7年度

### 熱海・湯河原広域行政推進協議会

日 時：令和7年8月22日（金）午後4時00分

会 場：湯河原町役場第2庁舎3階会議室

## 目 次

### 1. 議 題

#### (1) 報 告 事 項

令和6年度会務報告及び推進事業の経過について・・・・・・・・・・ 1

#### (2) 協 議 事 項

ア 令和6年度協議会決算（案）について・・・・・・・・・・ 9

イ 役員改選について・・・・・・・・・・ 12

ウ 令和7年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・ 13

エ 令和7年度協議会予算（案）について・・・・・・・・・・ 17

#### (3) そ の 他

**令和6年度 会務報告**

年 月 日	場 所	内 容
令和6年7月11日	熱海市役所	<p>○第1回 協議会</p> <p>令和5年度会務報告及び推進事業の経過につき報告ののち、令和5年度協議会決算(案)、役員の改選、令和6年度協議会事業計画(案)及び令和6年度協議会予算(案)について協議し、承認された。</p>
令和6年7月24日	湯河原町役場	<p>○事務引継</p> <p>7月11日開催の第1回協議会において、会長が湯河原町となったので、これに基づき事務引継ぎが行われた。</p>
令和7年7月4日	熱海市役所	<p>○会計監査</p> <p>会計監事(熱海市吉徳副市長)により、令和6年度協議会決算にかかる会計監査を行った。</p>

## 令和6年度 熱海・湯河原広域行政推進協議会 推進事業の経過について

### 1 観光都市財源充実のための税制、財政上の措置要望について

観光を基幹産業とする両市町においては、観光都市としての特殊な行財政需要に対応する財源を確保する必要がある。

温泉所在都市に対する税財源措置及び施策の充実として、「安定的な財政運営のための財源確保」「観光需要の拡大と持続可能な観光地域づくりの実現に向けた取組の推進」「災害対策・災害復興」などの実現について、熱海市が会長市を務める全国温泉所在都市協議会において協議を行い、国に対し要望活動を実施した。

### 2 西湘バイパスの再延伸について

神奈川県では平成 20 年度から地形図作成、道路予備設計、環境調査を実施しており、局地的対策として根府川合流部の改良事業が平成 26 年度に完成した。平成 29 年 7 月に小田原真鶴道路建設促進協議会で、国道 135 号の渋滞の解消を目的に、根府川交差点における市道への進入禁止の実証実験を実施した。

また、関東国道協会や神奈川県道路利用者会議に参画し、国に対し西湘バイパス延伸整備の早期事業化についての要望活動を実施した。

なお、西湘バイパス延伸整備の要望活動を実施していた、伊豆湘南道路神奈川県西湘地区建設促進協議会（旧小田原真鶴道路建設促進協議会）は令和 6 年度をもって解散し、目的を同じとする伊豆湘南道路建設促進期成同盟会に一本化することとなった。

### 3 伊豆湘南道路建設計画の促進について

両市町の観光をはじめとした経済の活性化、防災面の強化を図るため、沼津市から小田原市に至る広域幹線道路の整備について、平成 10 年 8 月に設立された伊豆湘南道路建設促進期成同盟会を通じて、国土交通省本省、関東地方整備局及び中部地方整備局に対して早期実現に向けての要望活動を実施してきた。平成 21 年度から平成 24 年度までは政権が交代し要望のルールが変わったことにより実施できなかったが、平成 25 年度より要望活動を再開、令和元年度より要望活動の回数を増やすとともに、令和 2 年度から国の補助調査費を活用し静岡県と神奈川県が連携し調査を実施している。令和 4 年度からは要望先に財務省も加え、要望を行った。

また、熱海市ホームページ上に伊豆湘南道路建設促進期成同盟会のホームページを掲載し、地域住民等への周知を行うとともに、令和6年2月には小田原市の三の丸ホールにおいて伊豆湘南道路シンポジウム（出席者800人）を開催するなど建設に向けた機運を高めた。

なお、静岡県東部地域では、伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）の沼津岡宮インター～函南塚本インター間（16.8km）が既に供用開始され、沼津岡宮インター～愛鷹インター（仮称）間（2.6km）が正式に事業化されるとともに、月ヶ瀬インター～河津七滝インター区間についてもルート案が決まった。また、伊豆縦貫自動車道河津下田道路Ⅱ期の河津七滝インター～河津逆川インター間（3.0km）が令和5年3月19日に供用開始され、令和5年度に月ヶ瀬インター～茅野インター間（5.7km）が正式に事業化されるなど、広域交通網の整備が進んでいる。しかし、伊豆縦貫自動車道の本線であり県道熱海函南線（熱函道路）に接続する、大場函南インター～函南インター（仮称）間（1.9km）は、平成5年度にルート公表、平成7年2月に都市計画決定されているが未着工となっている。

#### 4 鉄道輸送力の増強について

神奈川県内の市町村で構成している神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、東日本旅客鉄道(株)及び東海旅客鉄道(株)に対して快速アクティ어의運行再開、特急「湘南」の熱海駅までの延伸、湘南新宿ラインの熱海駅までの延伸、普通電車の小田原駅以西への運行本数の増加、在来線ICサービスの相互利用、ひかり号の熱海駅、小田原駅への停車本数の増加及び新幹線往復割引切符の検討について要望した。

#### 5 下水の処理に関する事務委託について

昭和61年3月両市町議会において議決された事務委託に関する規約に基づき、順調に事務が運営されている。

【参 考】

区 分	経 費	湯河原町	真 鶴 町	熱 海 市
建設費負担	80,600,000円	52,400,000円	15,256,000円	7,794,000円
下水処理負担	315,196,330円	269,296,330円	9,200,000円 (10,394,953円)	36,700,000円 (39,480,727円)
合 計 【前年度】	<b>395,796,330 円</b> <b>【769,261,312円】</b>	<b>321,696,330 円</b> <b>【443,723,312円】</b>	<b>24,456,000円</b> <b>【62,695,000円】</b>	<b>44,494,000円</b> <b>【54,653,000円】</b>

下水処理負担のうち、（ ）は前年度分精算後の負担金額

6 救急事務に関する事務委託について

平成 5 年 3 月両市町議会において議決された救急事務の委託に関する規約及び覚書に基づき、平成 5 年度より順調に事務が運営されている。

救急件数については、泉地区で 266 件、前年と比較して3件の減となった。

【参 考】熱海市救急事務委託に要した経費

18,615,706 円 【前年度 17,092,818 円】

7 千歳川の環境対策について

環境対策として、例年千歳川の河川清掃を町内会などの協力により実施しているが、令和 6 年度においては、熱海市では令和 6 年 6 月 2 日（日）に実施し、湯河原町では令和 6 年 5 月 12 日（日）に実施した。

8 熱海市泉地区の農業振興施策について

ニホンザルの被害防止対策を含めた有害鳥獣等被害対策について情報交換等を行い、両市町及び両市町農業委員会との連携を深めた。また、有害鳥獣による農業被害等について情報交換体制の充実を図った。

9 施設の相互利用について

両市町にある芸術文化、スポーツの振興及び健康維持などの施設について、両市町住民の福祉の向上と住民間の交流を図ることを目的に、平成 13 年 10 月 15 日付けの協定に基づいて引き続き相互利用を推進するとともに、平成 15 年 4 月 1 日から相互利用を開始した市町民割引を実施している民間施設についても、引き続き相互利用を行った。

○熱海市施設における湯河原町民の利用状況

施設名	R6 年度	R5 年度	R4 年度	累計 (H13.11～ R7.3)	備考
小山臨海公園テニスコート	555	708	774	12,261	
小山臨海公園多目的広場	0	0	0	554	
姫の沢公園スポーツ広場	0	0	0	74	利用団体数
姫の沢公園ビジターセンター (会議室) ※1	0	0	0	0	
マリンスパあたみ ※2	2,506	3,160	—	27,826	
市民グラウンド	0	750	1,540	27,286	
熱海市立図書館	342	401	484	9,323	
起雲閣（貸出施設申請件数）	38	54	51	515	
起雲閣（入館者数）	0	0	2	183	
澤田政廣記念美術館	2	2	15	39	
旧日向家熱海別邸 ※3	0	0	2	8	
池田満寿夫・佐藤陽子創作の家	1	3	1	13	
池田満寿夫記念館	0	2	2	6	
伊豆山郷土資料館	2	1	0	3	
熱海梅園 ※4	164	198	152	717	
計	3,610	5,279	3,023	78,808	

※1 姫の沢公園ビジターセンター(会議室)は、令和2年7月1日より相互利用開始

※2 マリンスパあたみに関しては、利用者数の集計区分を、従前「熱海市民・湯河原町民」にそれぞれ分けていたが、平成22年度から「市民割引」に一本化したためそれぞれの利用者数は不明であったが、令和5年度分より従前の集計方法を再開している。

※3 旧日向家熱海別邸は、修繕のため休館していたが令和4年8月27日より一般公開再開

※4 熱海梅園は、令和2年10月29日より相互利用開始

令和6年度梅まつり期間中の有料期間：令和7年1月11日～令和7年3月2日

○湯河原町施設における熱海市民の利用状況

施設名	R6 年度	R5 年度	R4 年度	累計 (H13.11～ R7.3)	備考
湯河原海浜公園テニスコート	985	1,574	1,428	18,938	
湯河原海浜公園プール	230	240	290	5,790	夏季のみ 営業
湯河原町総合運動公園 多目的広場	0	0	12	937	利用団体数
湯河原町ヘルシープラザ	2,859	3,119	2,377	39,373	
湯河原町こごめの湯	4,651	5,362	4,811	164,661	
町立湯河原美術館	150	88	93	2,159	有料入館者 のみ
湯河原町立図書館	3,789	3,541	3,755	96,980	利用者数
湯河原町民体育館	599	451	31	3,963	平成22年 11月開館
湯河原海辺公園ドッグラン	3,333	2,184	1,858	15,485	平成28年7 月開始
湯河原町総合運動公園 弓道場	1,426	1,293	1,276	5,391	令和2年7 月開始
湯河原梅林公園 ※1	210	247	335	1,377	令和3年2 月開始
万葉公園管理棟会議室及び周辺 広場	22	0	1	23	令和3年4 月開始
計	18,254	18,099	16,267	355,077	令和2年閉鎖 の独歩の湯利 用者数を除く

※1 湯河原梅林公園は、梅の宴開催期間のみ。

令和6年度梅の宴開催期間：令和7年2月1日～令和7年3月9日

## 10 廃棄物処理等にかかる広域的対応の検討について

両市町の施設で、災害又は事故等により廃棄物の処理に支障が生じた場合の対策として、現状や諸問題等について情報交換を行いながら、緊急時相互援助協定に基づき、広域的視点での対応の確認を行った。

また、湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設では、神奈川県小田原市・足柄下地区のごみ処理広域化に向け基幹改良工事を実施しており、焼却炉が2炉とも停止する令和7年6月・7月は可燃ごみ全量を、令和7年12月まではその一部を熱海市の焼却施設へ搬入し、処分する予定であり、この具体的な協議を行った。

併せて不法投棄防止合同パトロールを実施した。

実施日	令和6年12月5日(木)
パトロール区間	千歳川沿い
参加者	湯河原町 2名
	熱海市 2名
	計 4名

## 11 観光振興施策について

観光を基幹産業とする両市町にとって、経済情勢は景気に左右されるところが大きく、相互の観光施設のネットワーク化や共同宣伝及び広域観光ルートの開拓など、近年の観光客のニーズに十分応えられる観光振興施策について研究や課題の整理を行った。また、持続的な観光振興を図る施策に充てるための財源として、宿泊税について情報交換を行った。

その他、従来より(一社)湯河原温泉観光協会と伊豆湯河原温泉観光協会において連携を図っている「湯かけまつり」、「ほたるの宴」、「湯河原Nights」、「熱海海上花火大会」及び「梅の宴」における宿泊者優遇制度については、引き続き連携して実施した。

## 12 し尿等処理について

熱海市・湯河原町・真鶴町の 1 市 2 町のし尿等共同処理について、熱海市に前処理設備（し尿等中継施設）及び下水道投入設備を整備し、令和 2 年 4 月から共同処理を開始し、以後、安定した処理体制を維持するため情報共有を図り、し尿等の適切な処理を行っている。

### 【参 考】

	搬入量	搬入量割合	下水道投入量	負担金額※ 【前年度】
熱海市	7,940.87 t	52.0%	8,413.6 m <sup>3</sup>	43,360,568 円 【56,854,900 円】
湯河原町	3,798.93 t	24.9%	4,028.8 m <sup>3</sup>	20,802,401 円 【26,317,955 円】
真鶴町	3,534.91 t	23.1%	3,737.6 m <sup>3</sup>	19,298,639 円 【24,592,259 円】
計	15,274.71 t	100%	16,180.0 m <sup>3</sup>	83,461,608 円 【107,765,114円】

※負担金額は、下水道投入量を基に算出している。

## 13 緊急時における水道水供給等の協力体制について

水道供給等の円滑な連携、協力体制の強化を図るため、平成 25 年度に完成した熱海市泉地区と湯河原町を結ぶ千歳川水道連絡管を確認した。

## 14 熱海市泉地区と湯河原町との連携強化について

熱海市泉地区と湯河原町は千歳川を挟み、生活基盤等密接に関連しており、救急事務をはじめとして、下水処理、各種イベントの連携など両市町の協力体制のもと事業の円滑な推進を図った。

令和6年度 熱海・湯河原広域行政推進協議会決算(案)

会計年度

自:令和6年4月1日

至:令和7年3月31日

1. 収 入

(単位:円)

款 項	目	予算現額				収入済額	予算現額と収入済額の比較	説 明
		当初予算額	補正予算額	—	計			
1 負担金		200,000	0	—	200,000	200,000	0	
1 負担金		200,000	0	—	200,000	200,000	0	
	1 負担金	200,000	0	—	200,000	200,000	0	両市町負担金
2 繰越金		454,000	0	—	454,000	454,147	147	
1 繰越金		454,000	0	—	454,000	454,147	147	
	1 繰越金	454,000	0	—	454,000	454,147	147	前年度繰越金
3 諸収入		1,000	0	—	1,000	275	△ 725	
1 雑入		1,000	0	—	1,000	275	△ 725	
	1 雑入	1,000	0	—	1,000	275	△ 725	預金利息
収 入 合 計		655,000	0	—	655,000	654,422	△ 578	

## 2. 支 出

(単位:円)

款 項	目	予算現額				支出済額	予算現額と支出済額の比較	説 明
		当初予算額	補正予算額	流用増減額	計			
1 協議会運営費		150,000	0	0	150,000	4,800	△ 145,200	
1 会議費		150,000	0	0	150,000	4,800	△ 145,200	
	1 会議費	150,000	0	0	150,000	4,800	△ 145,200	協議会賄費
2 事務局費		29,000	0	0	29,000	0	△ 29,000	
1 事務局費		29,000	0	0	29,000	0	△ 29,000	
	1 事務局費	29,000	0	0	29,000	0	△ 29,000	未執行
3 事業費		476,000	0	0	476,000	0	△ 476,000	
1 調査研究費		476,000	0	0	476,000	0	△ 476,000	
	1 調査研究費	476,000	0	0	476,000	0	△ 476,000	未執行
支 出 合 計		655,000	0	0	655,000	4,800	△ 650,200	

収入合計	654,422 円
支出合計	4,800 円
収入支出差引残高	649,622 円 (※翌年度に繰越)

令和 7年 8月 22日 提出

熱海・湯河原広域行政推進協議会

会 長 山 本 俊 明

以上の決算を審査の結果、その収支は適正に処理されていることを認めます。

令和 7年 7月 4日

熱海・湯河原広域行政推進協議会

会計監事

熱海市副市長

吉 徳 光 男 

令和7年度 役員選出表

役 職 名	現 任 者	新 任 者
会 長	山本 俊明	
副 会 長	川口 健	
会 計 監 事	吉徳 光男	

## 令和7年度 熱海・湯河原広域行政推進協議会事業計画（案）

### 1 観光都市財源充実のための税制、財政上の措置要望について

観光を基幹産業とする両市町においては、観光都市としての特殊な行政需要に対応する財源を確保する必要がある。

については、国に対し普通地方交付税及び特別地方交付税の算定に当たって、滞在人口を加えた補正措置の拡大を図ること等、特別な財政上の措置をお願いするとともに、県に対しても、特段の配慮を要望する。

### 2 西湘バイパスの再延伸について

西湘バイパス再延伸については、地域の課題を解消するなどの目的を同じとする、伊豆湘南道路整備の早期事業化に向けた取組とする。

### 3 伊豆湘南道路整備の促進について

平成24年4月に新東名高速道路が開通し、平成26年2月11日には伊豆縦貫自動車道の三島塚原インター～函南塚本インター間（6.8km）が開通、平成27年度には新たに沼津岡宮インター～愛鷹インター（仮称）間（2.6km）が正式に事業化され、平成31年1月26日には大平インター～月ヶ瀬インター間（5.1km）が開通し令和5年3月19日には、河津下田道路（Ⅱ期）において河津七滝インター～河津逆川インター間（3.0km）が開通した。令和5年度には月ヶ瀬インター～茅野インター（仮称）間（5.7km）が新規事業化採択され、茅野インター（仮称）から河津七滝インター間においても事業化に向け調査を行っている。また、河津逆川インター～下田インター（仮称）間は用地買収、トンネル工事等、開通に向けて事業が進められ、広域交通網の整備が進んでいる。こうした広域道路網の整備が進む中、国道135号の慢性的な渋滞を解消し、両市町の観光、経済の活性化、防災面の強化を図るためには、沼津・小田原間を結ぶ高規格道路である伊豆湘南道路の整備が重要となっている。道路整備を巡る情勢は非常に厳しくなっているが、この伊豆湘南道路をはじめ、未着工の伊豆縦貫自動車道大場函南インター～函南インター（仮称）間（1.9km）など広域道路網整備の早期実現に向けて「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」を通じて協調した活動を行う。

また、静岡県東部から神奈川県西部における広域交通網のあり方については、令和2年度より静岡、神奈川両県が連携し具体的なルートを検討していくための調査に入っており、早期事業化に向け、協調し取り組んでいくとともに、引き続

き地域住民と協力し、地域の機運を高める組織作り、取り組みを行う。

#### 4 鉄道輸送力の増強について

鉄道の果たす役割は観光都市の経済を左右する大きな比重を占めている。とりわけ、鉄路・道路ともに整備が進み、アクセスの改善が進む北関東や新宿副都心・多摩方面からの誘客の拡大は、両市町にとって大いに期待される場所である。

毎年、東日本旅客鉄道(株)及び東海旅客鉄道(株)に対し、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて両市町が要望をしているところであるが、本年度についても引き続き同方面からの運行拡大について要望する。

#### 5 下水の処理に関する事務委託について

本事務委託については、昭和 61 年 4 月に事務委託の処理が開始されて以来順調に運営されているが、今後も両市町の協力体制のもと事業の円滑な推進を図る。

#### 6 救急事務及び消防相互応援体制の推進について

救急事務委託並びに火災その他の災害及び救急事故の消防相互応援協定は、すでに両市町において締結されたものであり、引き続き円滑な協力体制の推進を図る。

#### 7 千歳川の環境対策について

両市町の境界を流れる千歳川の環境対策について、関係機関と協力して、ごみの不法投棄の防止及び河川環境の保全に関する施策を推進する。

なお、町内会などの協力で実施する河川清掃については、熱海市では令和7年5月25日（日）に実施予定であったが雨天のため中止となった。湯河原町では令和7年5月18日（日）に実施した。

#### 8 熱海市泉地区の農業振興施策について

湯河原町の泉地区出作農地における地域農業活性化事業の円滑な推進を図るため、両市町及び両市町農業委員会で協議を行う。また、有害鳥獣による農業被害等について情報交換体制の充実を図る。

## 9 施設の相互利用について

平成13年10月15日に締結した「熱海市と湯河原町の公の施設の相互利用に関する協定」に基づく相互利用対象公共施設に加えて、市町民割引を実施している民間施設について、両市町住民の効果的な施設利用の推進を図る。

## 10 廃棄物処理等にかかる広域的対応の検討について

有事の際の広域的対応として、両市町の施設で、災害又は事故等により廃棄物の処理に支障が生じた場合の対策として、現状や諸問題等について情報交換を行いながら、緊急時相互援助協定に基づき、相互援助の観点での対応を定期的に検討する。併せて不法投棄防止合同パトロールを行う。

また、湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設では、神奈川県小田原市・足柄下地区のごみ処理広域化に向け基幹改良工事を実施しており、焼却炉が2炉とも停止する令和7年6月・7月は可燃ごみ全量を熱海市の焼却施設へ搬入し、処分した。また、令和7年12月までは可燃ごみの一部を同様に、熱海市の焼却施設へ搬入し、処分する予定であることから、引き続き連携を密にしながら円滑な廃棄物処理の推進を図っていく。

## 11 観光振興施策について

両市町が伊豆半島への玄関口として重要な場所に位置しているという好条件を活かし、相互の観光施設のネットワーク化や共同宣伝及び広域観光ルートの開拓など、近年の観光客のニーズに十分応えられる観光振興施策について、共通の認識のもとで、引き続き協議・実施する。

なお、今後も両市町及び観光関係団体で、持続可能な観光のしくみづくりについての情報交換や協働可能な事業を模索し、円安や原油価格の高騰等の影響を受けている観光業の立て直しに向けて、引き続き連携・協力を図っていく。

## 12 し尿等処理について

令和2年4月から熱海市・湯河原町・真鶴町の1市2町によるし尿等共同処理を開始したが、引き続き1市2町による協力体制を維持し、連携を密にしながら事業の円滑な推進を図っていく。

13 緊急時における水道水供給等の協力体制について

災害等の緊急時に対応するため、引き続き、千歳川水道連絡管の確認などを含め、水道供給等の円滑な連携、協力体制の強化を図っていく。

14 熱海市泉地区と湯河原町との連携強化について

熱海市泉地区と湯河原町は千歳川を挟み、生活基盤等密接に関連しており、救急事務をはじめとして、下水処理、各種イベントの連携など両市町の協力体制のもと事業の円滑な推進を図ってきた。

今後においても、観光振興や地域整備などまちづくりについて、両市町で調査・検討していく。

令和7年度 熱海・湯河原広域行政推進協議会予算(案)

会計年度

自:令和7年4月1日

至:令和8年3月31日

1. 収 入

(単位:千円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1 負担金		200	200	0	
1 負担金		200	200	0	
	1 負担金	200	200	0	熱海市負担金 100 湯河原町負担金 100
2 繰越金		649	454	195	
1 繰越金		649	454	195	
	1 繰越金	649	454	195	前年度繰越金
3 諸収入		1	1	0	
1 雑入		1	1	0	
	1 雑入	1	1	0	預金利息等
収 入 合 計		850	655	195	

## 2. 支 出

(単位:千円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1 協議会運営費		150	150	0	
1 会議費		150	150	0	
	1 会議費	150	150	0	協議会賄費等
2 事務局費		29	29	0	
1 事務局費		29	29	0	
	1 事務局費	29	29	0	事務局用品費等
3 事業費		671	476	195	
1 調査研究費		671	476	195	
	1 調査研究費	671	476	195	調査事業費等
支 出 合 計		850	655	195	

※ 支出予算の経費は、相互に流用することができる。

令和7年度 熱海・湯河原広域行政推進協議会委員名簿

令和7年6月26日現在

熱海市		湯河原町		
職名		氏名		
委員	広域行政推進特別委員会委員長	川口 健	山本 俊明	
	広域行政推進特別委員会副委員長	<u>山田 景照</u>	土屋 誠一	
	広域行政推進特別委員会委員	<u>竹部 隆</u>	笠原 進	
		越村 修	松野 洋一	
		田中 秀宝	松井 一寿	
		金森 和道	室伏 寿美夫	
		橋本 一実	石井 温	
	議長	赤尾 光一	議長	村瀬 公大
	副議長	杉山 恭平	副議長	善本 真人
	市長	齊藤 栄	町長	内藤 喜文
	副市長	吉徳 光男	副町長	
	副市長	<u>鈴木 克章</u>		

令和7年度 熱海・湯河原広域行政推進協議会幹事名簿

熱海市		湯河原町	
経営企画部次長	<u>小山 みどり</u>		
企画財政課長	佐藤 文俊	<u>参事兼地域政策課長</u>	鈴木 友則

○熱海・湯河原広域行政推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、熱海・湯河原広域行政推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、会長の属する市町役所(場)内におく。

(目 的)

第3条 協議会は、熱海市及び湯河原町(以下「両市町」という。)の地域住民の理解と協力のもとに、広域的事業の推進について連絡調整を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 両市町の関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整。
- (2) その他両市町の連絡調整。

(組 織)

第5条 協議会の委員は、両市町の議会の議長、副議長、担当委員会の委員、市長、町長、副市長及び副町長をもって構成する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長1名をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

第7条 会長及び副会長の任期は、1年とする。

第8条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第9条 協議会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要のつど会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第10条 協議会の会務執行上、必要な事項を調査するため幹事会をおく。

2 幹事は、両市町の長がそれぞれの職員のうちより選任する。

3 幹事会は、必要のつど会長が招集する。

(会 計)

第 11 条 協議会の経費は、両市町の負担金、その他の収入をもって充てる。

第 12 条 協議会に会計監事 1 名をおく。会計監事は、会長が指名する。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この規約は、昭和 46 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 7 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。